

農山漁村の活性化を
支援します！

農林漁業の生産施設
農山漁村のインフラ整備
交流拠点

農山漁村振興交付金

（農山漁村発イノベーション整備事業）

【定住促進・交流対策型】

ガイドブック

～農山漁村の活性化に向けて～

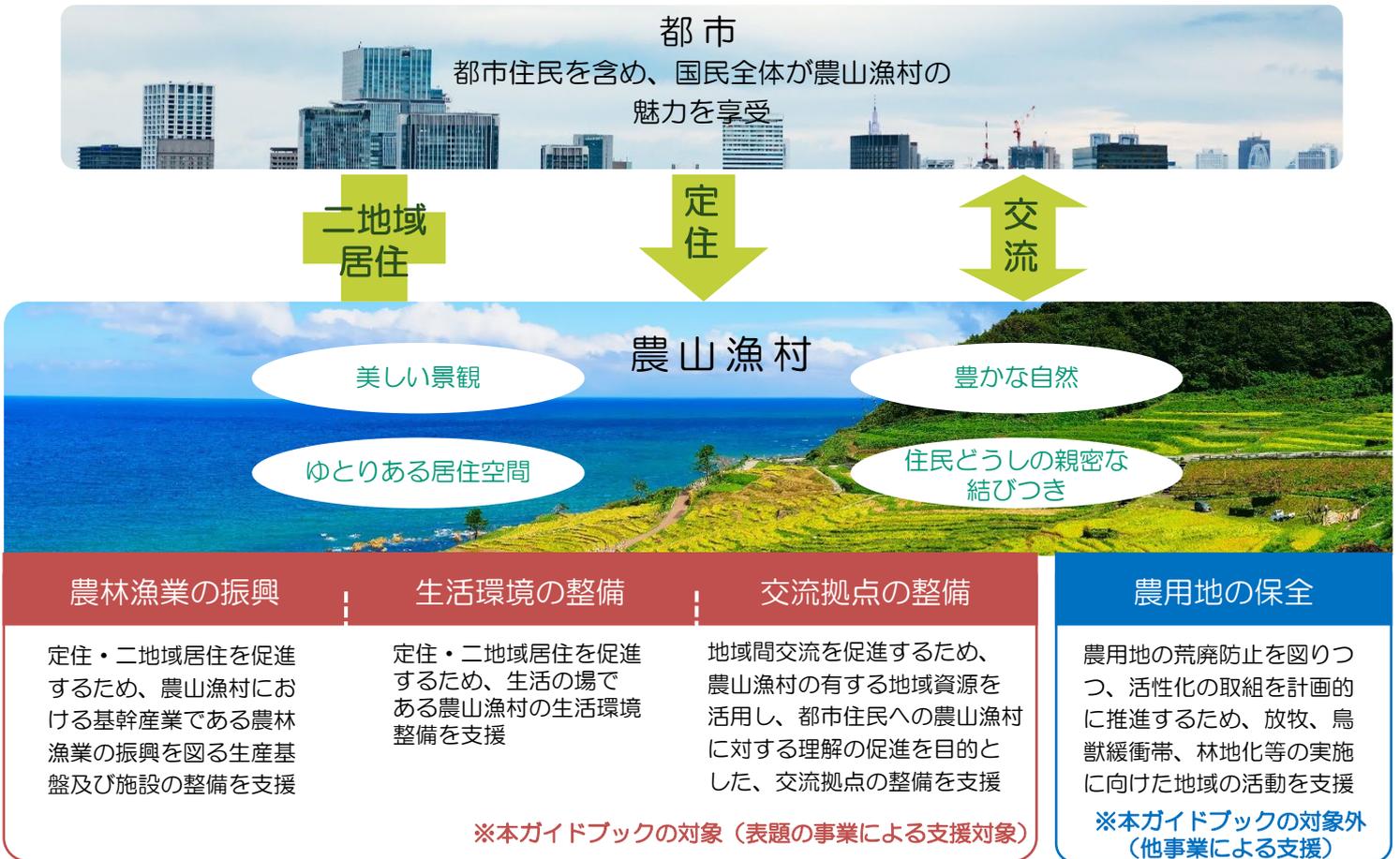
農林水産省

令和6年4月発行

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

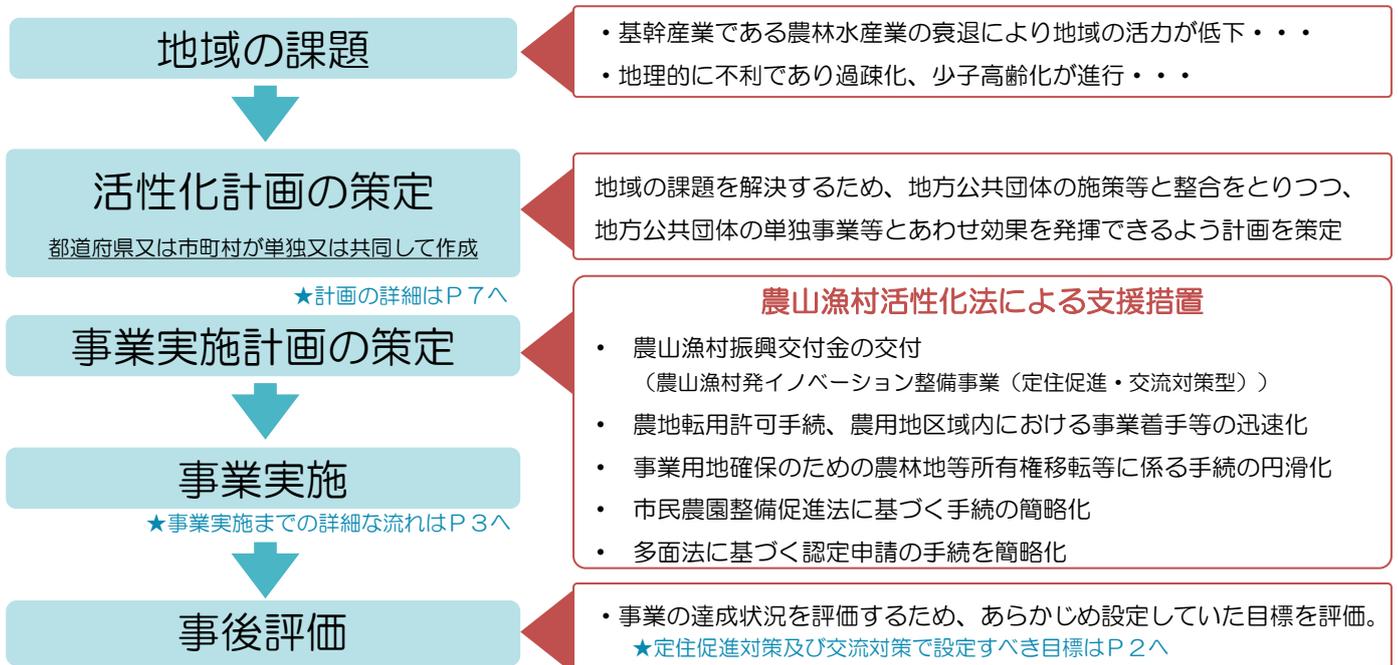
法律の ねらい

農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が行う取組に対して、交付金の交付や施設用地の円滑な確保、農地転用許可手続の迅速化等の法律上の特例措置をもって総合的に支援するものです。



事業の 流れ

県又は市町村が計画主体となって、地域の課題を解決するため、活性化計画を策定します。この活性化計画の目標を達成するために実施する事業に対し、国から農山漁村振興交付金を交付し、支援します。 ★支援対象の事業メニューはP5へ



交付金を活用した例

定住促進対策又は交流対策の目的によって、造る施設が選択できます。

定住促進対策

目標

- a. 雇用者数
- b. 地域産物の販売額
- c. 定住人口

増



⑬・⑯ ハウス



⑰・⑱ 集出荷・貯蔵・加工施設



⑳ 高性能林業機械



㉑ 直売所・農家レストラン



㉒ 農作業の体験施設



㉓ 指定棚田地域の保全整備

交流対策

目標

- a. 滞在者数や宿泊者数
- b. 地域産物の販売額
- c. 交流人口

増



㉔ 地域特産品の加工体験施設



㉕ 廃校を利用した交流施設



㉖ 自然環境保全・活用施設



基礎づくり



① 農業用水路



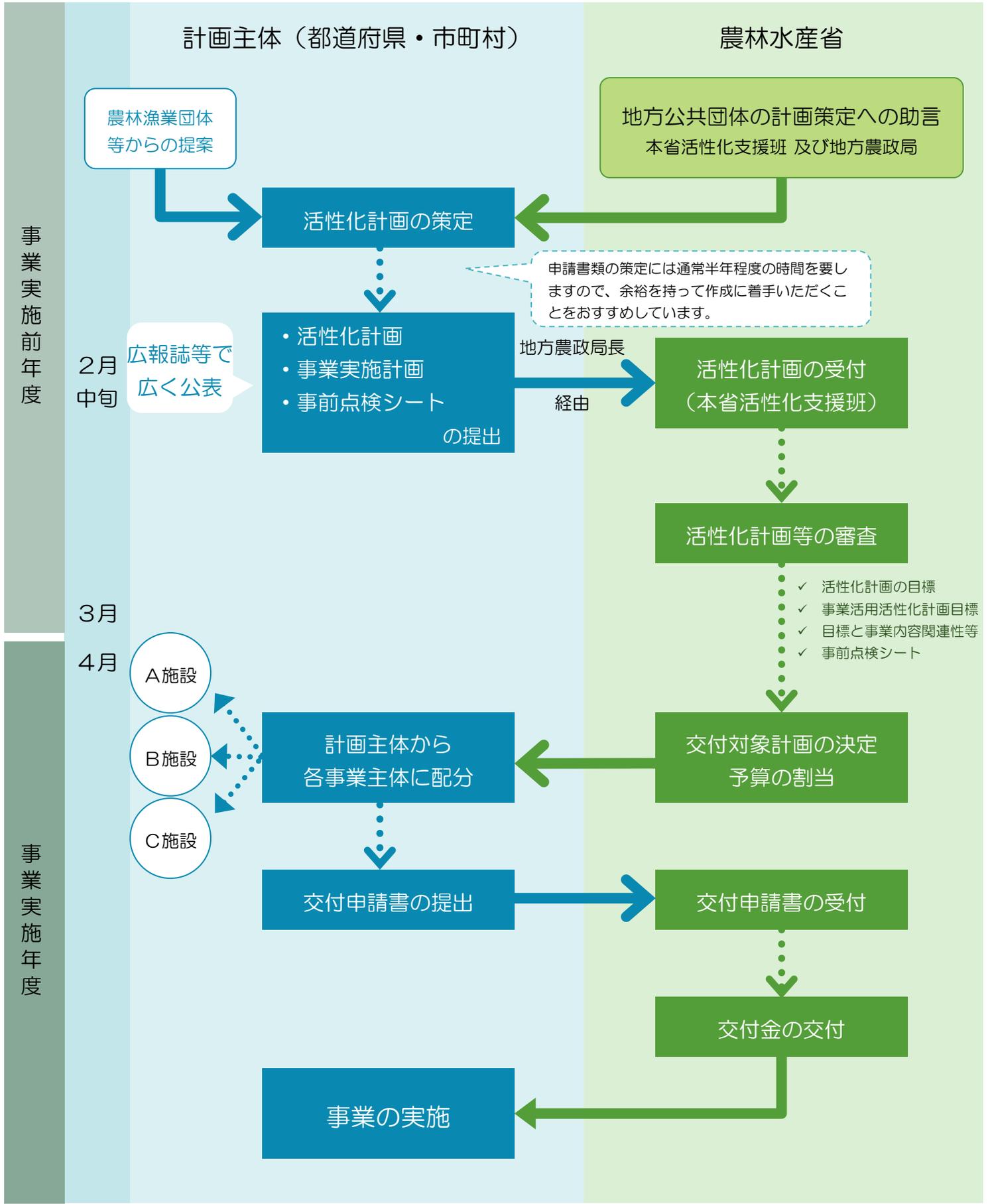
③ 暗渠排水



⑫ 林道・作業道

※写真の番号はP5の事業メニューと対応しています。

「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業）
【定住促進・交流対策型】」の交付手続



※ 予算の状況により、追加受付をする場合があります。
 ※ 活性化計画の提出は初年度のみです。（初回受付は、例年2月中旬頃切です。）
 その後は、毎年度2月15日までに交付金年度別事業実施計画書を提出してください。

交付先・交付条件について

1.交付先	都道府県、市町村
2.事業実施主体	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、PFI事業者、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等
3.交付率	1/2等

交付条件

全国各地における地域の創意工夫による活性化計画の取組に対して、限られた予算で幅広く支援していくため、事業費の上限等を設定しています

- ✓ 法に基づく支援措置の対象は、以下の要件に該当する地域としています
 - 農林漁業が重要な地域であること
 - 定住等及び地域間交流を促進することが有効かつ適切であること
 - 既に市街地を形成している区域以外の地域であること

- ✓ 総事業費のうち、国費として4億円までを交付対象としています
 - ※ 予算により変動します

- ✓ 新規活性化計画の提出は、各都道府県又は市町村1計画に限るものとします

- ✓ 以下のいずれかに該当する都道府県又は市町村は、原則、新規活性化計画を提出できないものとします
 - 実施中の活性化計画又は事後評価を了していない活性化計画がある。
 - 事後評価の結果、事業活用活性化計画目標の達成率が100%（平成29年度以前採択地区は50%、令和3年度以前採択地区は70%）未達の活性化計画がある。

- ✓ 活性化計画及び事業実施計画の変更については、当初計画に位置付けた施設以外の新たな施設の追加は認めないこととします
 - ※ ただし、追加を見込んで計画を策定しているものは除きます

- ✓ 『定住促進対策』と『交流対策』の2つの対策に大別し、地域の細かいニーズを的確に答えられるよう事業メニューを設定しています
 - 『定住促進対策』
 - 地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標とした事業メニューを主たる事業として、農山漁村の定住促進を図る目的で実施するもの。
 - 『交流対策』
 - 交流人口の増加、滞在者数及び宿泊者数の増加などを目標とした事業メニューを主たる事業として、活性化区域外の都市との交流を図る目的で実施するもの。
 - 農泊や農泊に取り組む地域への集客力を高める事業メニューを主たる事業として、活性化区域外の都市との交流を図る目的で実施するもの。

- ✓ その他詳細要件は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領別記3をご確認ください

事業メニュー（1）

定住促進対策又は交流対策の目的によって実施できる事業メニューは表のとおりです。1つの計画で複数の事業メニューを組み合わせることで実施できます。ただし単独では実施できない事業メニューもありますので、詳細は右図をご確認ください。



	事業メニュー	事業内容	定住促進	交流対策	
生産基盤及び施設の整備	① 農業用排水施設	農業用排水施設の整備など			
	② 農業用道路	農道、農道橋等の整備など			
	③ 暗渠排水	暗渠排水の整備			
	④ 客土	客土、心土破砕及び畑地の層厚調整工			
	⑤ 区画整理	農用地の区画整理			
	⑥ 農地造成	農地の造成又は改良			
	⑦ 農用地保全	農用地の法面保護工、土留工、承水路等の整備など			
	⑧ 交換分合	交換分合			
	⑨ 土地改良施設保全	既存農道の更新整備、用排水路のフェンスや蓋の整備など	●		
	⑩ 農業集落道	集落から農地への連絡道路の新設や改修など	●		
	⑪ 連絡農道	農業用施設と農地との連絡道路の新設や改良など	●		
	⑫ 林道・作業道	林道、林業に供する作業道や管理道の新設や改良など	●		
	⑬ 高生産性農業用機械施設	低コスト耐候性ハウス、ポテトハーベスター等共同利用機械の購入など（57予第401号農業用機械施設補助の整理合理化について参照）	●		
	⑭ 農業経営改善安定機械施設	農業者にリースすることを目的とした育苗機能等を持つ生産機械施設	●		
	⑮ 林業機械施設	プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ等の高性能林業機械の購入など	●		
	⑯ 特用林産物生産施設	きのこ類、山菜類などの生産施設の整備など	●		
	⑰ 農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等の整備など	●		
	⑱ 農林水産物集出荷貯蔵施設	農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、漁獲物の水揚げ、荷さばき施設等の整備など	●		
	⑲ 新規就農者等技術習得管理施設	栽培技術・経営管理等の知識取得のための座学を行う研修施設、研修用農場の整備など	●		
施設的生活環境の整備	⑳ 簡易給排水施設	簡易な給水施設や排水処理施設の整備など	●		
	㉑ 飲雑用水・防災安全施設	簡易な飲雑用水施設、簡易な防火水槽、防犯灯等	●		
	㉒ 農山漁村定住促進施設	定住希望者が定住までの生活拠点とする空き家の整備、空き家・廃校を活用した集落拠点施設の整備など	●		
地域間交流拠点の整備	㉓ 都市農山漁村総合交流促進施設	文化財の展示施設、木材加工体験施設、農産物加工体験施設、案内所の整備など		●	
	㉔ 廃校・廃屋等改修交流施設	廃校や廃屋を活用した活性化区域外との交流施設の整備など	●	●	
	㉕ 地域資源活用交流促進施設	地域の農産物、特産物、文化財等を活用した活性化区域外との交流を推進する施設の整備など		●	
	㉖ 地域連携販売力強化施設	地産地消のための直売所や地元産物を提供するレストラン、ブランド化のための生産・加工施設の整備など	●	●	
	㉗ 農林漁業・農山漁村体験施設	農作物の収穫体験のための体験農園や滞在施設、農機具収納施設等の整備など	●	●	
	㉘ 自然環境保全・活用交流施設	伝統的家屋の修繕、林間広場施設、親水護岸、遊歩道等の整備など		●	
	㉙ 宿泊体験活動受入拠点施設	廃校・廃屋や蔵・土蔵の改修、宿泊体験施設、安全灯・転落防止柵等の整備など		●	
	㉚ 教養文化・知識習得施設	自然環境をいかした自然・動植物観察施設等の整備など		●	
	その他畜産で定める事業	㉛ 地域資源活用起業支援施設	地域資源を活用した木工加工、陶磁器製作等の施設整備など	●	
		㉜ リサイクル施設	間伐材の利活用を促進するための高性能林業機械や家畜ふん尿等を活用して堆肥を製造するための機械施設等の整備など	●	
㉝ 自然・資源活用施設		太陽光発電設備等の整備など（発電施設は、⑰～⑲、㉓～㉕の施設に付帯する設備とし、売電や土地改良施設の維持管理軽減を目的とする発電施設は交付対象としていません。）	●	●	
㉞ 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設		農林漁業の経営、地域文化の伝承等のための研修施設の整備など	●	●	
㉟ 船舶離発着施設		待合所、浮桟橋、乗降設備等の整備など	●	●	
㊱ 産地振興追加補完整備		既存の畑地に対する補完的又は追加的な水路、農道、暗渠、低コスト耐候性ハウス等の整備	●		
㊲ 小規模農林地等保全整備		景観保全に配慮した小規模な農用地、水路、農道等の整備など	●		
㊳ 景観・生態系保全整備		水田魚道、ビオトープ、魚礁ブロックの設置など農地又は土地改良施設と一体的な景観や自然再生のための整備など	●	●	
㊴ 指定棚田地域保全整備		指定棚田地域において行う小規模な農用地、水路、農道、水田魚道、ビオトープ、魚礁ブロック等の整備など（一部の事業内容は単独では実施できません。）	●	●	

事業メニュー（2）

地域要件などの要件類別が、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領 別記3において、定住促進対策、交流対策それぞれについて定められています。詳細は、上記要領をご確認ください。

事業メニュー	定住促進対策														交流対策																
	第1 農村地域等振興支援														第2 森林資源利活用支援		第3 漁村振興支援		第1 農村地域等振興支援		第2 森林資源利活用支援		第3 漁村振興支援								
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(1)	(2)			
生産基盤及び施設の整備	① 農業用排水施設																														
	② 農業用道路																														
	③ 暗渠排水																														
	④ 客土																														
	⑤ 区画整理																														
	⑥ 農地造成																														
	⑦ 農用地保全																														
	⑧ 交換分合																														
	⑨ 土地改良施設保全	●																													
	⑩ 農業集落道	●				◎	◎																								
	⑪ 連絡農道	●	◎			◎																									
	⑫ 林道・作業道	●	◎																												
	⑬ 高生産性農業用機械施設	●	◎																												
	⑭ 農業経営改善安定機械施設	●	◎																												
	⑮ 林業機械施設	●	◎																												
	⑯ 特用林産物生産施設	●	◎																												
	⑰ 農林水産物処理加工施設	●	◎																												
	⑱ 農林水産物集出荷貯蔵施設	●	◎		◎	イ																									
	⑲ 新規就農者等技術習得管理施設	●	◎																												
生活環境の整備	⑳ 簡易給排水施設	●						◎																							
	㉑ 飲雑用水・防災安全施設	●						◎																							
	㉒ 農山漁村定住促進施設	●							◎																						
地域間交流拠点の整備	㉓ 都市農山漁村総合交流促進施設																														
	㉔ 廃校・廃屋等改修交流施設	●						◎																							
	㉕ 地域資源活用交流促進施設																														
	㉖ 地域連携販売力強化施設	●	◎																												
	㉗ 農林漁業・農山漁村体験施設	●																													
	㉘ 自然環境保全・活用交流施設																														
	㉙ 宿泊体験活動受入拠点施設																														
㉚ 教養文化・知識習得施設																															
その他の事業	㉛ 地域資源活用起業支援施設	●						◎																							
	㉜ リサイクル施設	●	◎																												
	㉝ 自然・資源活用施設	●	◎			◎	◎																								
	㉞ 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	●							◎																						
	㉟ 船舶離発着施設	●																													
	㊱ 産地振興追加補完整備	●																													
	㊲ 小規模農林地等保全整備	●	◎																												
	㊳ 景観・生態系保全整備	●																													
	㊴ 指定棚田地域保全整備	●																													

凡例

- ◎：五法指定地域で実施可能
- ：五法指定地域以外でも実施可能
- ：五法指定地域のうち離島・半島地域を除く地域で実施可能

五法指定地域とは？

- 以下のいずれかに該当する地域のこと。
- 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
 - 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域
 - 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

※地域的まとまりがある場合等は、五法指定地域以外の地域と併せて実施することが可能。

その他各支援の主な地域要件について

定住促進対策事業

第2 森林資源利活用支援

㉒(2)の㉖については、森林の保健機能増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第6条第3号の規定に基づく森林保健機能増進計画の認定を受けた地域又は受けることが確実と見込まれる地域（以下「森林保健機能増進計画認定地域」という。）であること。

第3 漁村振興支援

㉒原則として、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落であること。

第4 産業導入地区支援

㉒農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づく実施計画における「産業導入地区」であること。

交流対策事業

第2 森林資源利活用支援

㉒(2)の㉖・㉗・㉘・㉚については、森林保健機能増進計画認定地域であること。（※定住促進対策事業の第2参考）

第3 漁村振興支援

㉒定住促進対策事業の第3漁村振興支援と同様。

提出書類について

提出書類については、計画主体（都道府県・市町村）が作成します。

① 活性化計画 の作成

1. 活性化計画の区域(区域図)
2. 事業に関する事項
(市町村名、地区名、事業名、事業実施主体、交付金充当希望の有無等)
3. 計画期間

※以下は該当する場合に記載

4. 活性化事業の実施に関する事項
5. 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項
6. 活性化事業の用に供するための開発行為を行う場合の記載事項
7. 都市計画法に関する記載事項
8. 市民農園に関する事項
9. 多面的機能発揮促進事業に関する事項
10. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

② 事業実施計画 の作成

1. 交付対象事業の目標
(事業活用活性化計画目標、評価指標及び温室効果ガス排出量の削減目標※)
2. 事業活用活性化計画目標及び評価指標設定の考え方
3. 交付対象事業の内容
4. 年度別事業実施計画 等

※発電施設の整備を実施する場合に記載

③ 事前点検シート の作成

1. 計画全体について
 - ✓ 活性化計画の目標、事業活用活性化計画目標及び評価指標が法律及び基本方針と適合しているか。
 - ✓ 事業の推進体制は整備されているか 等
2. 個別事業について
 - ✓ 事業による効果の発現は確実に見込まれるか
 - ✓ 個人に対する交付ではないか、また目的外使用の恐れがないか 等

広報紙・ウェブサイト等で公表

農林水産大臣に提出
(各地方農政局長等を経由)

- 詳細については、農林水産省のWebサイトに掲載のガイドライン※、実施要領をご覧ください。また、巻末に記載している相談窓口へお問い合わせください。
- 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第12条の規定の適用を受け、指定棚田地域振興活動計画で事業メニュー⑨指定棚田地域保全整備を活用する場合は、指定棚田地域活動計画に活性化計画の内容を盛り込んだ上で、事業実施計画及び事前点検シートの作成が必要です。

※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドライン

Q1 本交付金（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金含む）で実施中の計画がありますが、新規計画を提出できるのでしょうか。

A 実施中の活性化計画又は事後評価を了していない活性化計画がある場合、事後評価の結果、事業活用活性化計画目標の達成率が100%（平成29年度以前採択地区は50%、令和3年度以前採択地区は70%）未滿の活性化計画がある場合、該当する計画主体は、原則、新たな計画を提出することはできません。

Q2 上限事業費はありますか。

A 限られた予算を全国各地において広く活用していただくため、**1計画の交付対象上限事業費を国費4億円***としています。

施設（直売所や交流施設等）の交付対象上限事業費は、**延べ床面積1m²あたり29万円以内**とし、これを超える部分は交付対象外となります。その他、低コスト耐候性ハウスは、1m²あたり45千円以内、加工・貯蔵施設は、加工・貯蔵するものにより異なります。

※ 上限事業費（消費税込み）は予算により変動します。

Q3 面積要件はありますか。

A 新設の場合、**延べ床面積の合計が1,500m²を超える施設**は交付金の対象となりません。

なお、複数の事業メニューで別棟の施設を整備する場合、施設毎に1,500m²以内であれば交付対象となります。また、既存施設を活用する場合は、延べ床面積1,500m²分までが交付対象となります。

Q4 個人や民間企業は、事業実施主体になれますか。

A **個人は、事業実施主体になれません。**また、個人の施設に交付金を交付することもできません。株式会社等の一般企業については、計画主体（市町村等）が指定した者であって、農山漁村の活性化の推進に関する活動項目を規約等で定めており、3者以上の構成員からなる団体であること等の要件を満たす者であれば、事業実施主体となることができます。

Q5 事業実施期間は何年ですか。また、複数の事業メニューを実施可能ですか。

A 活性化計画の期間は3年～5年、事業実施期間は原則3年以内です。事業実施期間中は、単年度事業に対し、年度毎に交付金を交付します。また、複数の事業メニューを実施することも可能です。

Q6 既存施設を活用できますか。

A 廃校、廃屋等の既存施設を活用した施設整備も可能です。

ただし、更新（既存施設の代替として、同種・同規模・同能力のものに再整備すること）や既存施設の取り壊し・撤去に係る経費は交付対象としていません。

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業） 【定住促進・交流対策型】に関するお問い合わせ先一覧

農政局等 (所在地)	窓口	連絡先	対象(管轄)地域
東北農政局 (宮城県仙台市)	農村振興部 地域整備課	電話) 022-263-1111 (内線 4171)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局 (埼玉県さいたま市)	農村振興部 地域整備課	電話) 048-740-0115	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
北陸農政局 (石川県金沢市)	農村振興部 地域整備課	電話) 076-232-4726	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 (愛知県名古屋市)	農村振興部 地域整備課	電話) 052-223-4639	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 (京都府京都市)	農村振興部 地域整備課	電話) 075-414-9553	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局 (岡山県岡山市)	農村振興部 地域整備課	電話) 086-224-4511	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局 (熊本県熊本市)	農村振興部 地域整備課	電話) 096-300-6510	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 (沖縄県那覇市)	農林水産部 農村振興課	電話) 098-866-1652	沖縄県※1
農林水産省農村振興局 (東京都千代田区)	地域整備課 活性化支援班	電話) 03-3501-0814	北海道※2

※1 沖縄県は沖縄振興公共投資交付金において実施しています。

※2 北海道にかかるお問い合わせは、農林水産省農村振興局で受け付けています。

農山漁村の活性化に向けた情報については、Webサイトでもご覧いただけます。

農林水産省 農山漁村活性化のページ

<https://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html>